

特記仕様書

第1 役務概要

役 務 名：第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務

履行場所：航空自衛隊松島基地

履行期間：契約締結日から令和 9年 3月31日まで

役務概要：第一種圧力容器点検整備及び性能検査を行うもの

第2 共通事項

1 仕様

本役務は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書等による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

(1) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日）

(2) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

(3) その他関係法令及び規則類

2 立入制限

本役務のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 履行場所及び周辺の清掃

履行場所及び周辺の道路等は、作業によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

履行中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	提出の要否等
開始前	現場代理人等指名・変更通知書及び略歴書	必要時
開始前	協議書	否
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	否
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	要
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	要
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	必要時
実施中	産業廃棄物管理票（写し又は原本）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳（任意様式）	必要時
完成時	完了通知書	必要時
完成時	引渡書	必要時
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	要
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	要

8 写真

- (1) 写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC及びJWWA等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 役務の履行及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 発生材の処理等

金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完了検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての役務の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本役務に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本役務の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 履行中は、他の工作物等に損害を与えないよう履行し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

1 役務内容

(1) 第一種圧力容器点検整備

ア 下表の点検整備機器一覧表に記載した機器を図面番号全8の内6に記載した項目に基づき整備するものとする。

第一種圧力容器点検整備機器一覧表				
No.	品名	内容量	数量	単位
1	貯湯槽(A)	3.31m ³	1	基
2	貯湯槽(B)	3.91m ³	1	基
3	貯湯槽(C)	1.695m ³	1	基
4	貯湯槽(D)	0.92m ³	1	基
5	貯湯槽(E)	0.63m ³	1	基
6	貯湯槽(F)	1.71m ³	1	基
7	貯湯槽(G)	2.31m ³	1	基
8	貯湯槽(H)	3.30m ³	1	基
9	貯湯槽(I)	4.97m ³	1	基
10	貯湯槽(J)	2.266m ³	1	基
11	貯湯槽(K)	0.628m ³	1	基
12	貯湯槽(L)	1.77m ³	1	基
13	貯湯槽(M)	0.63m ³	1	基

イ 整備については、「ボイラー整備士」の資格を有する者を責任者とし、圧力容器の開放点検及び清掃を行い、関係法令に基づいて行われる登録性能検査機関の性能検査に合格する整備を行うこと。

(2) 性能検査

ア 契約相手方は、整備終了後、厚生労働大臣の登録を受けた「登録性能検査機関」の検査を受けること。

イ 性能検査の受検日は、貯湯槽(A～G)は令和8年10月30日までを期限とし、貯湯槽(H～M)については令和8年9月30日までを期限とする。また、性能検査受検日は契約相手方が監督官に報告の上、登録性能検査機関と調整し、決定すること。

ウ 登録性能検査機関の検査を受検し合格した後、監督官立会いのもと組み立て及び試運転、復旧を行うものとする。

エ 性能検査結果が契約相手方整備箇所により不合格となった場合、契約相手方負担により速やかに再整備を行い、再度性能検査を受検すること。

2 付属品等

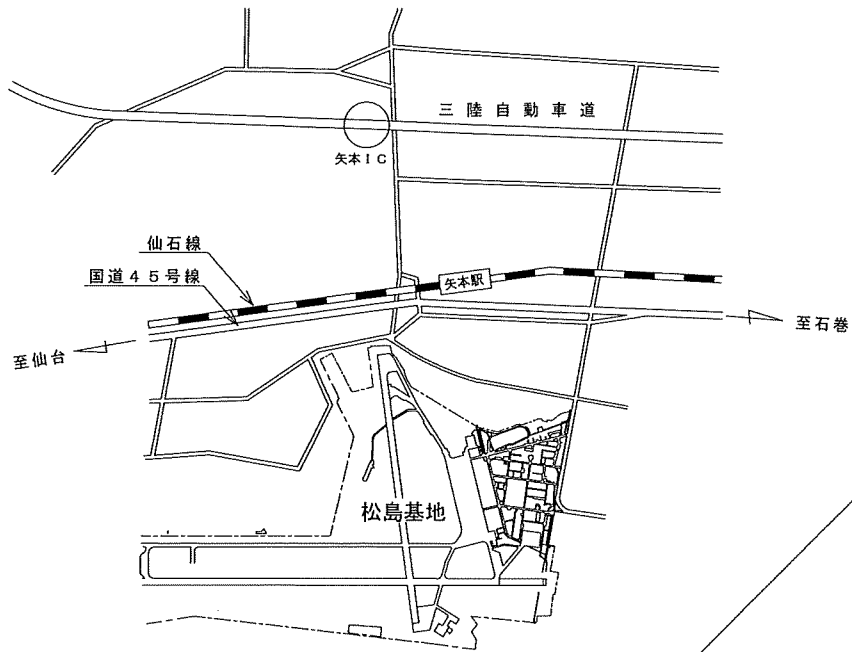
- (1) 各種バルブ及び圧力計、温度計、パッキンの交換を要する部品については、官側が支給するものとする。また、安全弁（逃し弁）は、既設の安全弁（逃し弁）と同等品以上のものを契約相手方が用意し取り付けるものとする。細部については図面番号全8の内7及び8に基づき適宜交換を行うものとする。
- (2) ボルト及びナットについては、研磨し汚れ等を落とすこと。また、復旧前にネジ山部に潤滑剤（アンチシーズ）を塗布すること。
- (3) 圧力容器に設置されている安全弁及び逃し弁については、監督官立ち合いのもと作動テストを行うこと。

3 その他

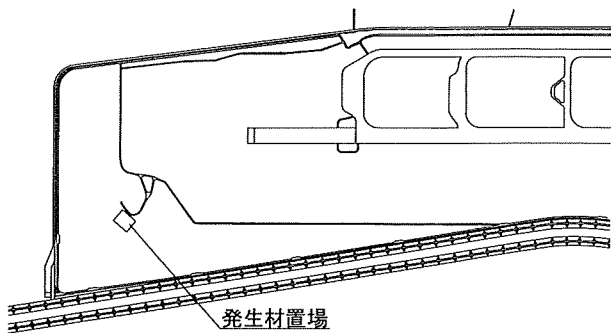
- (1) 付属品等の分解作業は、板又はシート等を敷き部品の破損防止の処置をとること。
- (2) 貯湯槽内部で作業する場合は、酸欠防止のためダクト等で通気を確実に確保すること。
- (3) 外したフランジ面、ねじ込み部、ネジ山部については、パッキン及びシールテープの破片が残らないように確実に除去すること。
- (4) 分解して手入れされた付属品等については錆びないように防錆油等を塗布した状態を維持しておくこと。また、整備後の付属品等は監督官の指示に従い、集積及び保管しておくこと。
- (5) 整備期間については、図面番号全8葉の内5を基準とし、細部（日程調整を含む。）については監督官と調整する。
- (6) 役務で使用する機材等については契約相手方側で用意すること。

4 産業廃棄物

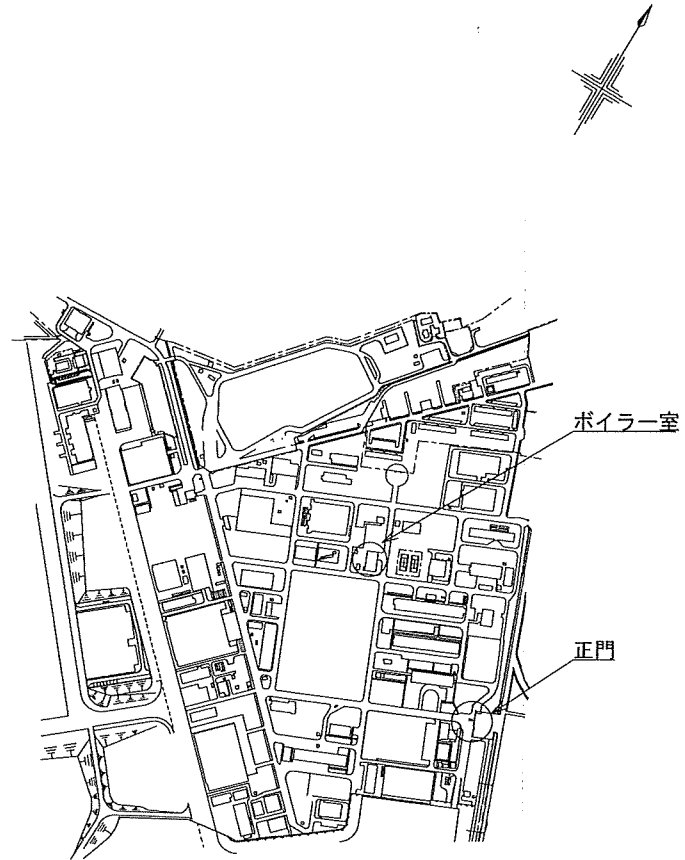
本役務の履行により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出するものとする。



案内図



発生材置場



配置図

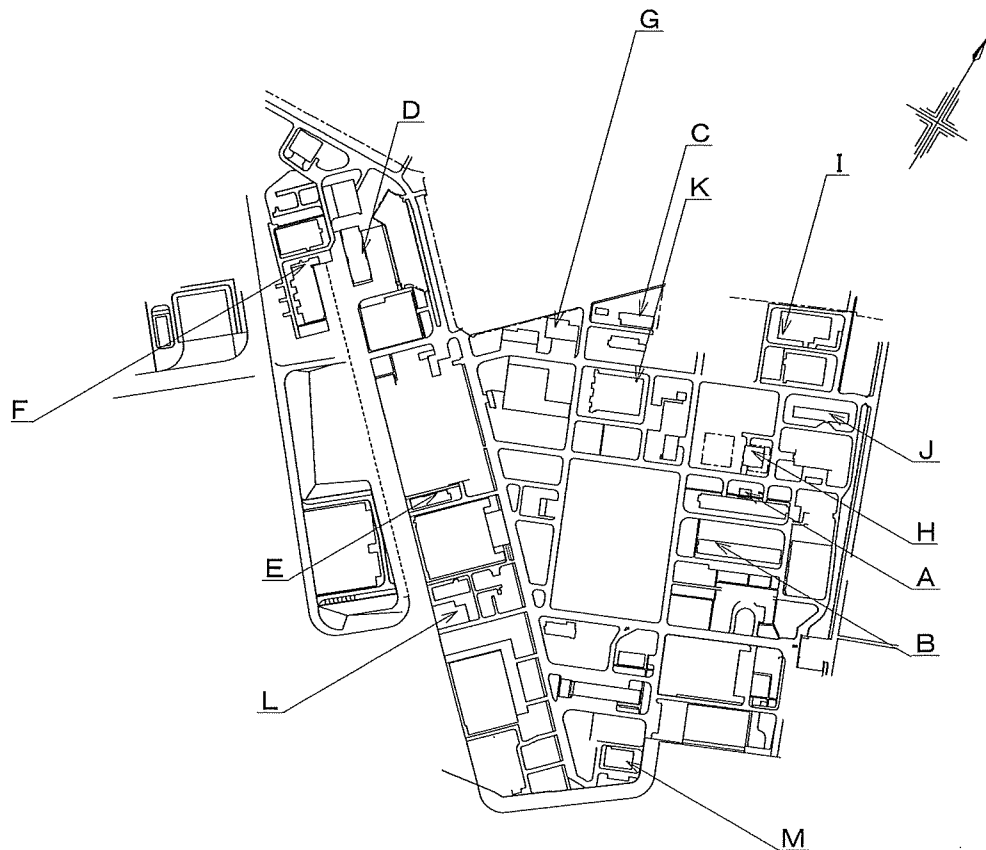
履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務	図面番号	全8葉の内4
図面名称	案内図	図面縮尺	

松島基地施設隊

令和8年 6月 4日

性能検査箇所及び整備期間、性能検査期間



No.	品名	期間
1	貯湯槽 (A)	契約締結日から 令和8年10月30日 ※上記の期間内に性能検査を 受験し合格すること。
2	貯湯槽 (B)	
3	貯湯槽 (C)	
4	貯湯槽 (D)	
5	貯湯槽 (E)	
6	貯湯槽 (F)	
7	貯湯槽 (G)	
8	貯湯槽 (H)	契約締結日から 令和8年9月30日 ※上記の期間内に性能検査を 受験し合格すること。
9	貯湯槽 (I)	
10	貯湯槽 (J)	
11	貯湯槽 (K)	
12	貯湯槽 (L)	
13	貯湯槽 (M)	

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務	図面 番号	全8葉 の内5
図面 名称	性能検査整備箇所	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和8年 6月 4日	

点検及び整備内容

点 検 項 目	点 検 内 容	整 備 内 容
1 基礎	亀裂等の損傷がないか確認すること。	損傷がある場合は補修する。
2 本体	内部の付着物及び堆積物を確認する。	洗浄（水洗い）及びブラシ等で清掃（被膜を落とさない程度）し除去する。
	内部の割れ、腐食、損傷がないか確認する。	
	加熱管を引き出し内外面のスケール、スラッジ等の付着物の確認及び加熱管の割れ、変形、腐食がないか確認する。	洗浄（水洗い）及びブラシ等で清掃（被膜を落とさない程度）し除去する。ただし、加熱管の内部（内側）については、銅管を傷つけないよう洗浄する。
	締付けボルトに腐食や曲がり等の劣化がないか確認する。また、フランジ面のボルト穴に腐食等がないか確認する。	劣化等により、再利用できない物については交換する。フランジ面のボルト穴はブラシ等で清掃する。
3 チャンネルカバー	内部の付着物及び堆積物を確認する。	内部を全面研磨（カップワイヤー等を使用）し清掃する。また、復旧前にボイラーペイントを塗布する。
	内部の割れ、腐食、損傷がないか確認する。	
4 圧力計、温度計及び水高温度計	指針が大気圧下でゼロ点に指示することを確認する。	清掃し再利用する。ただし、ゼロ点を指示しない場合は交換する。
	損傷等の有無を点検する。	損傷等がある場合は交換する。
	導圧管、導圧口、サイホン管、コック等詰りの有無を点検する。	清掃し再利用する。ただし、清掃が不可能な場合は交換する。
	温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。	清掃し再利用する。ただし腐食、損傷等著しい場合は交換する。
5 付属品及び弁		
(1) 安全弁及び逃し弁	交換後、安全弁等の吹き出し試験を行う。	全て新品と取り替える。
(2) ストレーナー	分解のうえ清掃する。	損傷が著しい場合は交換する。
(3) トラップ	分解のうえ清掃する。	損傷が著しい場合は交換する。
(4) その他の管等	変形、腐食、曲がり等の劣化の有無を点検する。	劣化が著しい場合は交換する。

一般事項

- 1 各圧力容器を開放し、点検清掃を行うこと。
- 2 パッキン等を交換すること。
- 3 開放状態にし性能検査を受けること。
- 4 保温材（ラッキング）の復旧を行うこと。
- 5 性能検査合格後、組立て復旧を実施し完了したのち、テストを実施し水漏れ及び蒸気漏れ等がないことを確認すること。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務	図面番号	全8葉の内6
図面名称	性能検査整備内容	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年 6月 4日	

交換部品明細表

区 分	貯 湯 槽	項 目	内 容
官側支給	貯湯槽 (A~M)	シートパッキン	大口径用 (マンホール、チャンネルカバー、コイル)
	貯湯槽 (A~M)	バルブ	交換の可否は、図面番号全8葉の内6による。
	貯湯槽 (A~M)	圧力計	交換の可否は、図面番号全8葉の内6による。
	貯湯槽 (A~M)	温度計	交換の可否は、図面番号全8葉の内6による。
	貯湯槽 (A~M)	水高温度計	交換の可否は、図面番号全8葉の内6による。
契約相手方手配	貯湯槽 (A)	パッキン	フランジ 10K FF (100A×1、50A×4、40A×2)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 40A
		安全弁	ベン SL-38 32A
	貯湯槽 (B)	パッキン	フランジ 10K FF (100A×1、50A×4、40A×2)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 40A
		安全弁	ベン SL-38 25A
	貯湯槽 (C)	パッキン	フランジ 10K FF (80A×1、40A×1、32A×1)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 32A
		安全弁	ベン SL-38 20A
	貯湯槽 (D)	パッキン	フランジ 5K FF (50A×5、25A×2)
		逃し弁	ベン SL-38 25A
		安全弁	ベン SL-38 25A
	貯湯槽 (E)	パッキン	フランジ 5K FF (50A×5、25A×2)
		逃し弁	ベン SL-38 25A
		安全弁	ヨシタケ AL-150 20A
	貯湯槽 (F)	パッキン	フランジ 5K FF (80A×1、50A×4、32A×1)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 32A
		安全弁	ベン SL-38 50A

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務	図面 番号	全8葉 の内7
図面 名称	交換部品明細表 1 / 2	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和8年 6月 4日	

交換部品明細表

区 分	貯 湯 槽	項 目	内 容
契約相手方手配	貯湯槽 (G)	パッキン	フランジ 10K FF (100A×1、50A×4、40A×2)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 32A
		安全弁	ベン SL-38 50A
	貯湯槽 (H)	パッキン	フランジ 10K FF (100A×1、50A×5、40A×1)
		逃し弁	ベン SL-38 40A
		安全弁	ベン SL-38 50A
	貯湯槽 (I)	パッキン	フランジ 10K FF (100A×1、50A×4、32A×1)
		逃し弁	ベン SL-38 40A
		安全弁	ベン SL-24H 65A
	貯湯槽 (J)	パッキン	フランジ 10K FF (80A×1、50A×5、32A×1)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 32A
		安全弁	ベン SL-38 40A
	貯湯槽 (K)	パッキン	フランジ 10K FF (50A×1、25A×2)
		逃し弁	ベン SL-38 20A
		安全弁	ベン SL-37 50A
	貯湯槽 (L)	パッキン	フランジ 5K FF (80A×1、50A×4、40A×1、32A×1)
		逃し弁	ヨシタケ AL-150 32A
		安全弁	ベン SL-38 20A
貯湯槽 (M)	パッキン	フランジ 10K FF (50A×5、25A×2)	
	逃し弁	ベン SL-38 25A	
	安全弁	ベン SL-37 20A	

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	第一種圧力容器点検整備及び性能検査役務	図面 番号	全 8 葉 の内 8
図面 名称	交換部品明細表 2 / 2	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 6 月 4 日	